

〈祈りのために〉

「あなたがたはこの世に倣ってはなりません。」 (ローマの信徒への手紙第1章2節)

「礼拝、存在の喜びと効率主義への抵抗」

わたしたちキリスト教会では、毎週日曜日に礼拝を行っていますが、そもそもどうしてなのでしょう。それは、歴史的経緯から言えば初期キリスト教の時代から、旧約聖書の安息日（土曜日）の精神を受け継ぎながら、主イエスの苦難の死と復活とを記念して日曜日にも礼拝を行なうようになり、それがずっと続けられていることによります。

その安息日の規定には、申命記第5章と出エジプト記第20章に、それぞれ異なった理由が示されています。申命記の方は、古代の専制君主国家エジプトの奴隷とされていたイスラエルの人々が、神によって解放された出来事が挙げられています。イスラエルの人々自身が国策によって奴隷にされるという辛い悲惨な経験をしたこと、そこから神の強大な力によって解放されたことを思い起こすよう命じられています。それゆえ男女の奴隷も同様に休ませることが強調されています。奴隷だからといって、ただ効率を上げて儲けるための道具として扱ってはならない。あなたと同じ人間なのだ、ということです。

今や労働基準法が骨抜きにされ、人材派遣会社とブラック企業が乱立し、労働者の人権がないがしろにされています。ですから現行法で違反でないからという現状追認の態度だけでは、いわば「自由市場的奴隷化」を止めることはできません。

もう一つの出エジプト記20章では、神の天地創造の行為とのつながりで語られています。神がすべてを完成して7日目には休まれたゆえに、あなたがたも休みなさいと命じられています。神と共に休むことによって、創造の完成の喜びと安息とにあずかるという趣旨です。神が創造されたこの世界とわたしたちの存在そのものを喜ぶということです。

さて戦争も、いかに崇高な理念や目的を掲げようと、不当で莫大な利益を求める食欲によって引き起こされてきたというのが、歴史の実態からあきらかにされています。

戦争は、国策によって人間を勝つための単なる道具として利用する利用主義の極みであるといえます。しかも為政者は外国の脅威を口実に、国内の不正と搾取とを覆い隠して、人々を戦争に駆り出してきたし、その危機は高まっています。わたしたちは、外国の脅威と国内の為政者による不当な支配とが同じ穴のムジナであることを見抜く必要があります。

礼拝が安息日の精神を引き継いでいるのは、人間と世界の存在の原点に立ち返り、それを阻むようなこの世の効率主義や利用主義への抵抗の意義を有しているということです。

〈祈り〉 主なる神よ。主イエス・キリストによって、あなたの深い愛を具体的に現わしてください。罪と死の力を打ち破り、神の国をこの世に打ち建て、教会をその証人として建ててください。感謝します。それゆえわたしたちが神の御心にかなうことのみ、みずからを捧げ、真実に主を礼拝する群れとして導いてください。

(古賀 清敬：こが きよたか 北海道中会ヤスクニ・社会問題委員長、宣教教師)

教科書「修身」から「聖書」へ

井上安彦（島原教会長老）

8人兄弟の農家の長男として島原半島の一隅に生を享け、幼児期からの同学齢期たちは近所の幼な友達と山野を駆けめぐり、山の中腹から眼前に広がる有明海を眺めては悦に入っていた。当時は遊びが仕事だったが、怪我も絶えなかった。

1942年（昭和17年）4月、当時の「国民学校」の1年に入学した。前年の12月8日、「大東亜戦争」（当時そう呼ばれていた）が勃発し、米英との激しい戦闘が続けられている最中であり、学校では「鬼畜米英を撃て」が合言葉であった。翌年の1943（昭和18）年、国民学校2年に進級したばかりの4月中旬、連合艦隊司令長官山本五十六海軍大将が南太平洋で戦死した。公会堂で行われた町主催の国葬には、小学生も全員参列した。当時の状況は、今も魂の奥底に鮮やかに刻まれている。

いちばん大切な教科書は、国語や算数や理科ではなく「修身」だった。修身の授業で「我ら日本人は万世一系の天皇陛下のために生き又死する。これが人生の目標である」と強く教えられ、幼き魂はそのことを信じて疑わず右にも左にも曲がることはなかった。

ところが国民学校4年の夏休み、1945年（昭和20年）8月15日、負ける筈のない神国日本が「無条件降伏」をして戦争は終わったと聞かされ、わが耳を疑った。

夏休みが終わり、2学期に登校した初日に、校長先生の訓辞があり、それまでは「鬼畜米英を撃て」と大絶叫されていたのに、「平和国家」・「文化国家の建設」と訓辞されるではないか。何が何だかさっぱりわからず、頭が混乱してしまった。「天皇陛下のために生き又死ぬ」ということは、当時の私には、実体があり具体性があったはっきり捉えることができたが、「平和国家」・「文化国家」と言われても、言葉だけで実体が全く見えて来ないのであった。

そこから私の人生の苦悩が始まった。「人は一体何の為に生きるのか。何を為すべきなのか。…中学・高校に入学しても、私の魂は暗黒のまま、どこからも光は射して来なかった。高校卒業後、一年間は家業の農業に従事、牛の後を追った。その後、縁あって、地元の役場に奉職することになり、公務員として島原地区全体の奉仕者として公務の遂行に全身全霊を集中したのであった。しかしながら、様々な人間関係の中に身を置きつつ彷徨う私の魂の落ち着くところはなかったのである。

つくづく人間の罪を思わされた。自分の罪、隣人の罪、国家の罪。…このような時、島原教会の伝道集會に導かれ、聖書のみことばが示され、聖書に生きる新しい生活が与えられて今日に至っている。

昭和天皇の「人間宣言」から70年、世の中の風潮は再び天皇を神に祭り上げようとする動きがある。そうして再び戦争の道を歩もうとしている。戦争また戦争である。

「神よ、願わくば、僕の罪・隣人の罪をおゆるしてください。そうしてどうか『修身教科書』ではなく、『聖書』に生き、信仰に生きる者となさしめてください」。(完)

〈皇族の人権について考える〉

問い…明仁天皇が「お気持ち表明」で、生前退位への願いがにじむ思いを公表しました。

国民の間では支持する声が多いようですね。

答え…そうです。読売新聞が8月10日に発表した世論調査でも、81%の人が生前退位を支持しました。反対は10%でした。「今までたいへんだったでしょう、これからはゆっくりして頂きたい」という思いを持つ人が多いでしょう。

問い…皇族の立場というのは、たいへんなのでしょうか。

答え…毎日の生活の心配がないとしても、住居を移動する自由、信教の自由がなく、職業選択の自由が制限され、自由な外出もままなりません。好奇の目が注がれます。展覧会では「興味深そうにご覧になっていました」などと報道されます。本当に興味があるなら良いのですが、そうでなくてもそのようにふるまうことが求められます。自分がその立場だったらどう思いますか。要するに基本的人権が保障されていないのです。皇籍離脱宣言をしたものの思いとどまった皇族もいました。皇族であることに誇りを持っている人とそうでない人がいるようです。2014年に独身のまま亡くなった桂宮宣仁親王は生前、「皇族が結婚することは苦しむ人間を一人増やすことだから自分は結婚しない」と言っていたそうです（文芸春秋 2006年2月号。寛仁親王の発言）。

問い…明仁天皇の場合はどうでしょう。

答え…本心はうかがいしませんが、おそらく天皇になりたくてなったわけではないでしょう。皇族であることの不自由をかみしめながら、それでも自分なりの使命感から、天皇であることを選び取ってきたのではないのでしょうか。美智子妃と共に日本国憲法下での開かれた皇室を追求してきたことへの評価は難しいです。天皇になった後、靖国神社に参拝（親拝）していません。このことは最後まで貫いてほしいと思います。

問い…「お気持ち表明」での明仁天皇の言葉に賛同できますか。

答え…生前退位については人権の観点から賛同しますが、ひとつたいへん大きな問題に気がつきました。「私はこれまで天皇の務めとして、何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて来ました」という発言です。よく考えてみて下さい。明仁天皇は皇居内の宮中三殿で、年間30回超の宮中祭祀を行って、（現在は天皇の高齢に配慮して負担軽減が図られています）、神道の神々に国民の安寧と幸せを祈っているのです。これはあくまでも皇室の私的行事ですから、これを天皇の公務と認めるようなことがあっては絶対なりません。「国家と国民の安寧のために祈ってくださるのが皇室だ」（櫻井よしこ氏の発言。朝日新聞 2016年9月11日）。こんなことがまかりとおって、私たちキリスト者までが天皇の祈りを有り難がってしまうえば、そこから八百万の神々が入り込んで、イエス・キリストを押しつけてしまうのは確実です。

問い…人権ということから考えた時、皇族の望ましい姿は何だと思えますか。

答え…私は皇族も神の導きの下、憲法で保障された基本的人権がすべて与えられることを望みますが、これには皇室典範の改正も必要です。まずは明仁天皇の生前退位の実現、その後少しずつ自由の獲得が積み上げられていけたらと思います。菊のカーテンの中で自分の意思を認められず、他から強いられたままの人生しか送ることができない人がいてはなりません。井上豊（広島長束教会牧師、靖国神社問題特別委員会委員）

〈ヤスクニ関連ニュース〉

辺野古判決(沖縄)

国が翁長雄志知事を訴えた名護市辺野古の新基地建設訴訟で、福岡高裁那覇支部（多見谷寿郎裁判長）は、9月16日、判決を言い渡した。

★ その判決の大筋は、

1. 国が説明する国防・外交の必要性について、不合理な点がない限り、県は尊重すべきだ。
2. 建設に反対する民意に沿わなくても、普天間等の基地負担の軽減を求める民意に反するとは言えない。
3. 「40都道府県」の全知事が住民の総意として埋め立て承認を拒否した場合、地方公共団体が国の判断に優越することになりかねない。

★ それに対して翁長知事は、「今回の判決はあまりにも国に偏っている。最高裁判決は憲法や地方自治法、公有水面埋立法の解釈を誤った不当な判決で、到底受け入れられないとコメントし、23日、最高裁に上告した。その理由は、

1. 新たな米軍基地建設は国内法の及ばない範囲を広げ、県の自治権を侵害し、環境破壊や事件事故の損害を被らせる。高裁判決は地方自治の本旨を取り違えている。
2. 埋め立て承認申請が公有水面埋立法の要件を満たしているかどうかの判断は、知事に広い裁量が認められている。裁判所は知事の判断「良し悪し」の適否を判断できない。裁判所が行政の立場になって判断するのは、行政事件訴訟法違反である。
3. 法律の基礎的な知識を欠いている。国側の「沖縄には地理的優位性がある」。「普天間飛行場の被害を除去するには、辺野古に基地を造らせるしかない」という国側の訴えに、裁判所は法的根拠を示さないまま全面的に認めている。(沖縄タイムス9月24日)

★ 沖縄タイムスの社説では、「裁判所は県に国の考えに従え」と言っているのに等しい。だが地方公共団体には住民の生命や人権、生活を守る責務がある。地域の意思を無視して米軍基地が建設されれば、地方自治や民主主義の破壊である。1999年に地方自治法が改正され、国と地方公共団体は「上下・主従」から「対等・協力」の関係に転換した。判決は、国地方係争処理委員会の存在意義を否定しており、地方自治の観点から、国と地方の紛争を解決する第三者機関としての在り方を問い返す必要がある。民意についても、判決は奇妙な論理を展開している。普天間飛行場の移設は基地負担の軽減につながるとした上で、辺野古新基地との見方を示している。しかし、新基地には強襲揚陸艦が接岸する岸壁やオスプレイなどに弾薬を積み込む「弾薬搭載エリア」が設置される、周辺基地と一体化した軍事要塞（ようさい）化である。基地負担軽減どころか益々重くするものであり、地方自治の否定である」という。(9月18日)

ノー！ハプサ（NO！合祀）第2次訴訟第9回口頭弁論

「なぜ、韓国人が植民地支配の加害者と共に靖国神社の神とされ続けなければならないのか？」

★10月12日（水）午前10時半開廷（1時間程度） ★東京地方裁判所103号大法廷（地下鉄霞が関駅下車A1出口） ★原告・金熙福（キム・ヒボク）さんの意見陳述 ★傍聴券の抽選が予想されるので、30分前には裁判所正面玄関前に。★裁判終了後、弁護士会館502D号室で簡単な総括集会を予定。

〈編集部から〉

「ヤスクニ通信9月号」の3面「天皇の『生前退位』による各界の反応とその問題点」の下から3行の文章を、「明治時代以後の国家神道では、天皇の終身制を大原則としていた。もしも明仁天皇が『生前退位』すれば、「日本国は、…天皇を戴く国家」、「天皇は、日本国の元首」とする自民党の憲法改正草案に齟齬をきたし、天皇を再び『現人神』にしようという目論見が失敗することになるので、改憲派には大きな誤算となるであろう。」に訂正いたします。(編集部)

741号ヤスクニ通信 2016年10月9日
発行 日本キリスト教会
靖国神社問題特別委員会
発行人 栗田英昭 編集 川越弘
印刷発行 篠塚予奈(東京告白教会)
〒157-0061 東京都世田谷区北烏山
1-51-12 TEL&FAX03-3300-6529